

補助対象経費の基準と支出の証明方法

科 目	内 容	補助金の限度額	支出の証明方法
講師謝金	講演、実技指導者、 審判員、運営スタッ フ	【県外講師】 1人1時間 10,000円以内 【県内講師】 1人1時間 8,000円以内 【審判員】 1人1時間 8,000円以内 【運営スタッフ】 1人1回 5,000円以内	様式7「講師謝金受領書」 該当欄に、対象者の受領月日記入・押印
謝礼品、商品券、心付けの類は補助対象外			
旅費交通費	講演、実技指導者、 審判員、視察・研修 会派遣	【県内】 ・公共交通機関 公共交通機関利用料金の実費支給とするが、1日1人あたり 3,000円を上限とする。 ・自家用自動車 1kmあたり 32円の車賃を乗じて算出する。(例. 片道 15.3km×2=30.6km (端数切捨) 30km×32円=960円) 同一市町村内の移動も同様とする。 以下の場合には交通費を支給しない。 1) 往復距離数が 4km 未満 2) 自家用自動車の便乗者 【県外】 ・公共交通機関 自宅から会場最寄り駅までの公共交通機関利用料金往復分とする。 ・自家用自動車 公共交通機関利用料金往復分を限度として支給する。	様式8「旅費交通費受領書」 該当欄に、対象者の受領月日記入・押印
		【有料道路】 有料道路を利用することが通常経路である場合に限り対象とする。	道路管理者発行の領収書 ETC 支払証明書
		【宿泊】 宿泊を伴う場合の宿泊料金は実費とする。	宿泊施設等管理者の発行する明細付領収証または、旅行代理店が発行する明細付領収証を提出すること
・タクシー代、駐車料金は補助対象外			

補助対象経費の基準と支出の証明方法

科 目	内 容	補助金の限度額	支出の証明方法
消耗品費	本事業実施に使用するもので、備蓄しない程度の消耗品 (競技用消耗品、事務用消耗品、資料購入、コピー代、啓発用記念品、参加賞品等)	実費	購入店の発行する品名、個数が記載された請求書、領収証

5万円以上の消耗品は補助対象外			
印刷製本費	資料、ポスター作成、看板製作	実費	請負先の発行する品名、個数が記載された請求書、領収証
使用料・賃借料	会場使用料（使用料金の定めのある施設であること。） 本事業実施に必要な備品の借上げ	実費	会場管理者の発行する明細が記載された領収証 請負先の発行する品名、個数が記載された請求書、領収証

個人所有物に関する賃借料は補助対象外			
通信運搬費	開催通知文等の郵送費 振込手数料 地域スポーツクラブ普及推進事業広報活動に関わるホームページ掲載費。	実費	請負先の発行する品名、明細が記載された領収証（送付先一覧を添付すること） ホームページ更新については掲載内容の詳細が記載された明細付領収書

謝礼品発送などの宅配便代は補助対象外 ホームページ掲載費用（プロバイダー・サーバーレンタル料は事業に関わる割合で補助対象）および更新手数料は地域スポーツクラブ普及推進事業に関わる部分のみ対象とする。			
保険料	事業実施に係る保険料	実費	請負先の発行する請求書、領収証

※1. 所得税 10.21%(原則)の源泉徴収後の額を対象者に支払い、所管の税務署に徴収額を納付する。

<領収証について注意点>

1. 領収証の宛名は必ず交付を受けた団体名で作成すること。
(主催と主管が違う場合でも交付を受けた体育・スポーツ協会名の領収証を作成すること。)
2. 消耗品等購入領収書は必ず購入領収証を提出すること。